

北茨城市立関本小中学校 部活動に関する活動方針

＜基本方針＞

中学校における部活動は、共通の興味・関心のあるスポーツ・文化的活動において一つの目標に向かって取り組み、心身ともに大きく成長する中学生期にとって、大変有意義な活動である。大会やコンクール等に向けて努力することは、困難に打ち勝とうとする強い精神力を養うことにつながり、心・技・体を向上させる上で、部活動が担う役割は大きなものがある。また、異学年が目指す目標の一つにして集団を形成し取り組む部活動は、仲間づくりの視点からも効果的であり、コミュニケーション力の育成にも大きな役割を果たすといえることから、学校の教育目標、経営方針に基づき、今後も計画的に実施するものである。

適切な部活動の実施に向けて

(1) 部活動実施計画の作成

保護者の部活動への理解と支援を得るため、部活動の実施計画を立て、児童生徒や保護者に提示する。

① 年間活動計画

- * 年間を見通して（平日及び休日における活動日、休養日及び参加を予定する大会等）どの時期にどのような活動を行うかを明確にし、校長に提出して承認を受けるとともに、児童生徒・保護者に提示する。校長への提出及び児童生徒・保護者への提示は年度初めから5月中旬までに行うこと。
- * 年間に参加する大会やコンクール等は、教育的意義や児童生徒及び部活動顧問の負担、部活動にかかる経費等の観点から、精査して参加すること。（運動部が参加する大会数の上限は、総合体育大会、新人体育大会を含め12回とする。）

② 月間活動計画及び活動実績報告書

- * 年度当初に提示した年間活動計画をもとに月間活動計画を作成し、校長に提出して承認を受けるとともに、児童生徒・保護者に提示する。校長への提出及び児童生徒・保護者への提示は前月中に行うこと。また、活動実績報告書（活動日時、場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出すること。

(2) 事故防止と安全管理

- ① オーバーワークにならないよう、適宜休憩時間を確保するなどし、児童生徒一人一人の健康面に配慮した活動の計画的な実施に努めること。少なくとも1時間に1回以上の休憩時間を設けることが望ましい。また、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施すること。特に暑さ指数(WBGT)が31℃以上の場合、屋外の活動は原則行わず、屋内外に関わらず活動の中止や延期、見直し等柔軟な対応を検討すること。
- ② 活動中の事故未然防止に向け、活動スペースを十分確保し、危険な行動をとることがないように、指導を徹底すること。
- ③ 活動場所や施設、用具等の安全点検を毎月1回実施すること。使用頻度の高い施設や用具については、毎月複数回点検を実施すること。
- ④ 万が一事故が発生した場合は、救急車を要請する等、児童生徒の人命を最優先した対応を取ること。
- ⑤ 児童生徒及び部活動顧問に過重負担が認められる場合、校長が適宜、指導・是正を行うこと。

(3) 休養日・活動時間の設定

休養日及び活動時間については、児童生徒及び教員の健康面を考慮し、以下の通り確実に実施するものとする。

★【休養日】 1週間のうち、少なくとも2日を休養日とする。内、1日は土日に設定をする。

① 平日の休養日について

- * 平日に設ける休養日については、学校で定めた部活動停止日（職員会議、校内研修会等）と兼ねることができる。（確実に週2日間の休養を取らせる）
- * 平日の休養日は学校単位で決定することが望ましいが、活動内容により各部活動単位で決定することも可とする。
- * 原則、休養日は計画的に設定するが、屋外で活動する部活動が雨天のため、急きよその日を休養日に変更することはやむを得ないものとする。

② 土日の休養日について

- * 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日（翌週）に振り替える。
- * 大会やコンクール等の直前の土日の活動については、児童生徒及び教員の健康面を十分配慮した上で、校長の判断で実施することを可とする。
- * 3日以上の日が連続する場合は、2日に対して1日の休養日を設定すること。

③ 長期休業中の休養日について

- * 学期中に準じた扱いとする。（1週間のうち、2日を休養日とする。）
- * 児童生徒、教職員ともに十分に休養できるよう、学校閉庁日等にある程度長期の休養期間を設けること。（夏季休業期間中の練習日数は20日程度とする。）

④ 定期テスト期間について

定期（中間・期末）テスト実施前の3日間は部活動を実施せず、休養日とする。

★【活動時間】

① 平日の活動時間について

- * 放課後の練習は、原則、2時間程度とする。実施においては、児童生徒及び教員の健康面を十分配慮すること。また、日没の時刻を考慮し、安全に下校できるようにすること。
- * 朝練習は、原則として行わず、放課後の限られた時間で活動していく。ただし、次の場合に限り、校長の判断により活動時間等の調整をすることができる。
 - 県中学校体育連盟等（総合体育大会・新人大会、陸上競技大会、駅伝大会）の1か月前（実施する場合は、その意義や効果等を保護者に説明し、十分な理解を得ること。）

② 週休日及び休日（長期休業期間を含む）

- * 原則、3時間程度とする。実施においては、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動になるようにすること。

(4) 大会等について

- * 中体連以外の冠大会等参加については、主催者や開催時期、場所、経費、参加することへの教育的効果を十分に考慮するものとする。